

-----  
種別 : 団体  
法人名 : 株式会社チェンジ  
-----

実務対応報告公開草案第 52 号

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」についてのコメント

質問

この提案に同意しない。

【理由】

第三者評価機関の算出する公正価値評価に基づいて、当該価格を実際に支払って取得する新株予約権であり、更に監査法人にも確認の上、発行されているものでもあり、報酬性は全くないと考える。

質問 1 に公開草案第 17～23 項を参照すると報酬としての性格を持つと考えられるとした記載があるが、特に 17 項(1)について、有償発行の払い込むという特徴を除いた論理構成は明らかにおかしい。有償の払い込みという特徴を除いたらそれはもう有償ではなく、無償発行そのものである。

勤務条件の取扱いにおいて、IFRS との GAAP 差を無為に広げる内容となっている。例えば、業績条件を 2020 年 3 月期～2022 年 3 月期の営業利益 億円と設定し、勤務条件を 2019 年 3 月までしか求めない場合には、IFRS では費用計上とならないが、この公開草案施行後は、単体の日本基準では費用計上になってしまうことになり、単体と連結でねじれが生じることとなる。IFRS 適用会社、そして IFRS 適用を検討している企業に混乱が発生することが明らかであるにも関わらず、あえて GAAP 差を広げようとしていることについて合理的な説明を求める。

公正価値での取引であることから、公益社団法人日本監査役協会の「監査役監査実施要領」(改訂版)(平成 28 年 5 月 20 日公表)には「有利発行決議や報酬決議、事業報告における開示の対象とはならない」とあり、また、税務についても、公正価値での取得であるため、権利行使時の給与等課税事由が生じないとされており、給与所得ではない判断となっており、ともに報酬ではない取扱いである

以上